

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都市長		平成27年 7月31日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
京都市南区上鳥羽鉢立町11番地1		任天堂株式会社 代表取締役 竹田玄洋 電話 075-662-9600	

主たる業種	家庭用レジャー機器の製造販売						細分類番号	3	2	5	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						<input type="checkbox"/> イ又はウ					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	主要エネルギーである電力使用量の削減、廃棄物の発生抑制と再資源化の推進、CO ₂ 排出量削減に向けた省エネ活動の推進											
計画を推進するための体制	上記基本方針に基づき、総務部において省エネ推進に係る計画の策定・進捗状況の把握を行っている。											
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	5,933.9トン	5,941.2トン	5,881.8トン	5,822.9トン	-0.9	パーセント					
	評価の対象となる排出の量	5,933.9トン	5,941.2トン	5,881.8トン	5,822.9トン	-0.9	パーセント					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	社内の省エネルギーガイドラインで、エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善することを目指している。										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率					
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (総労働時間:万時間)	18.70	18.17	18.08	17.91	-3.39	パーセント				
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント				
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	社内の省エネルギーガイドラインで、エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善することを目指している。										
		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考						
105.0	パーセント	105.0	パーセント	105.0	パーセント	105.0	パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	セントラル空調の一部を高効率ビルマルチ(EHP)へ更新、照明のLED化 新設建物の省エネルギーのチューニング										
	(27)年度	セントラル空調の一部をビルマルチ高効率EHPへの更新検討・実施、照明のLED化										
	(28)年度	セントラル空調の一部をビルマルチ高効率EHPへの更新検討・実施、照明のLED化										
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関を使用										
	上記の措置を採用する理由	環境および省エネ性に優れ、通勤途上災害の抑止が可能なため。										
	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン								
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン									
合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン									
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし											
特記事項	・新社屋の供用に伴い、温室効果ガスの量増加に伴う抑制計画を見直しました。 ・第一計画期間以前に比べ、第一計画期間の排出量が増加したため超過削減量はありません。											

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。